

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社横河ブリッジ	千葉県船橋市山野町27	1-02223
		5-004397

2 指名停止措置期間 平成30年9月6日～平成30年10月5日 (1か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

(株)横河ブリッジの使用人が、西日本高速道路株式会社発注工事において平成28年4月22日に発生した橋桁落下事故に関して、平成30年7月26日、神戸地方検察庁から業務上過失致死傷罪により起訴された。

5 指名停止理由

(株)横河ブリッジの使用人が業務上過失致死傷罪により起訴されたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)第2条第1項及び別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2), (3) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111